

## ■固定資産税



固定資産税は、1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対して課税されます。

納税通知書は、7月上旬に送付します。

昨年と状況が変わらないはずなのに、税額が高くなった方  
次のいずれかの要因が考えられます。

- ①土地の課税標準額が上がった。
- ②新築住宅に対する軽減が終了した。

家屋を取り壊したのに、税額が高くなった方

土地の上に一定要件を満たす住宅があると、その土地に係る税額が特例により軽減されます。

しかし、住宅を取り壊すことでその特例から外れ、税額が高くなる場合があります。

## ■軽自動車税



軽自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に対して課税されます。

使用していない軽自動車の廃車手続きをされていない場合は、軽自動車税が課税され続けますので、早急に手続きをお願いします。

納税通知書は、5月上旬に送付します。

## ■後期高齢者医療保険料



後期高齢者医療保険料は、75歳以上の方（65歳以上で一定の障がいのある方を含む。）が加入者となつて納めていたただくものです。

平成26年度から12、13ページのとおり、保険料率等が変更されています。

普通徴収の方の納入通知書は、6月中旬に送付します。

年金から特別徴収となる方の決定通知書は、7月中旬に送付します。なお、お申し出により口座振替に切り替えるこ

とができます。ご希望の際は、事前にご連絡ください。

## 減免について

減免とは、納付すべき額の一部または全部を免除するものです。

ご希望の際は、納税通知書が届いてから納期限の7日前までに申請にお越しください。

※申請に必要なものは、事前にお尋ねください。

### ▼軽自動車税の減免

軽自動車の所有者（使用者）本人やご家族に一定の障がいがあるなどの場合に、減免を受けることができます。

### ▼その他の減免

解雇・病気・災害などで以前より著しく所得が減少したなどの場合に、減免を受けることができます。

ただし、生計を一にする方の資力の状況などにより生活に支障がないと認められるときは、受けられません。

いずれにしても、何らかの理由で納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

平成26年度 町税等納期限一覧表

納期限	期別	税目等	期別	税目等
6月 2日	全	軽自動車税		
6月 30日	1	町・道民税	1	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
7月 31日	1	固定資産税	2	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
9月 1日	2	町・道民税	3	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
9月 30日	2	固定資産税	4	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
10月 31日	3	町・道民税	5	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
12月 1日	3	固定資産税	6	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
1月 5日	4	町・道民税	7	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

※上記の納期限については、月末が土日の場合、翌日になっています。